

第 2 2 回仙台市動物愛護協議会 議事録

開催日時	平成 27 年 12 月 4 日 (月) 14 : 00 ~ 16 時 00 分
開催場所	仙台市役所本庁舎 2 階 第 4 会議室
出席者	
委員 (順不同・ 敬称略)	大草潔 (副会長) 齋藤文江 佐藤衆介 (会長) 堀江俊男 山口千津子 (欠席 = 甲羽良平 坂本憲昭 柴内裕子)
事務局	健康福祉局保健衛生部長 同動物管理センター所長 同動物管理センター主任 同保健管理課保健総務係長 (進行)
次第	1. 開会 2. あいさつ 保健衛生部長 3. 議事 (1) 平成 27 年度仙台市動物愛護アクションプラン上半期実施結果について (2) 平成 27 年度仙台市動物愛護アクションプラン下半期実施予定について (3) 飼い猫と飼い主のいない猫の適正飼育ガイドライン策定について (4) その他 4. 閉会

発言者等	
<開会> 進行	<p>それではお時間となりましたので、ただいまから第 22 回仙台市動物愛護協議会を開会いたします。はじめに本日の配布資料の確認をお願いいたします。本日の資料ですが、皆さんのお手元 2 枚目の委員名簿の裏面に配布資料ということで記載しております。</p> <p>またこのほかに皆様方のお席の左上にカラーの資料「アニマル仙台の譲渡事業を知っていますか」というリーフレットと「犬の飼い主のみなさまへ」という A4 サイズのチラシ、柴内委員の動物介在教育ということで、パワーポイントの資料を印刷したもの、「動物の遺棄・虐待は犯罪です」という A4 横の資料、「どうぶつフェスタ」というイベントのチラシをお配りしております。不足などありましたら事務局までお申し付けください。それでは開会にあたりまして、岩城保健衛生部長よりごあいさつを申し上げます。</p>
<挨拶> 保健衛生部長	<p>皆様、お疲れ様でございます。早くも師走に入りまして、委員の皆様、大変お忙しい中、また本日この肌寒い、雨も降っている状況で、足元の悪い中、今年度第 1 回目のこの愛護協議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。委員の皆様方には日ごろから本市の保健衛生の向上、特に動物愛護の推進にあたりまして、ご指導ご協力を賜っているところでございます。改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>最初に当協議会の吉川委員が、連合町内会長会の役員改選がございました。会長に就任されましたので、その後任としまして、副会長の堀江俊男様に新たに委員にご就任いただきましたことを報告させていただきます。堀江委員、どうぞよろしく</p>

	<p>お願いします。</p>
堀江委員	<p>よろしく願いいたします。</p>
保健衛生部長	<p>この協議会は、おかげさまを持ちまして平成 16 年度に第 1 回を開催いたしました。それから数えまして 11 年目、第 22 回目の今日の開催となります。この間、本市の動物愛護行政の取り組みにつきまして、皆様から貴重なご意見をちょうだいし、その取り組みを推進してきたところでございます。</p> <p>特に大震災の後は復旧・復興ということで、今年度は本市の 5 カ年の復興計画の最終年度でございまして、復興公営住宅も年度末にはほぼすべてが完了するという見込みでございます。その復興公営住宅には既に 12 カ所、457 戸の世帯がペットとともに住んでいるという状況になっております。被災動物救護対策本部の最終事業として、復興公営住宅のペット飼い主の会の支援も始まったと聞いております。</p> <p>また動物管理センターの状況についてもお話しいたしますと、収容した犬とか猫の譲渡事業を積極的に進めているところでございます。犬につきましては平成 24 年度から処分数はゼロということでやっておりますが、猫の収容につきましては横ばいの状況でございまして、残念ながら、年間 700 頭ほどの処分の頭数となっている状況でございます。</p> <p>そこで本日の議題でございまして、本年度のアクションプランの実施状況と今後の予定につきましてのご説明と、新たに猫の適正飼育ガイドライン策定に向けました取り組みをご提案させていただければと考えてございます。委員の皆様には忌たんのないご意見、ご助言をいただければと考えておりますので、本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
進行	<p>事務局からご報告です、本日 3 名の委員の方ご欠席でございまして、東北ペット専門店組合の甲羽委員と日本動物病院協会の柴内委員、仙台市教育局の坂本委員、ご欠席であることをご報告させていただきます。議事に入ります前にお願いでございます。本協議会は公開で行われ、議事録を作成いたしますので、ご発言の際はお手元のマイクをお使いください。マイクスイッチの操作は不要でございますので、そのままマイクを持ってお話しいただければと思います。それでは議事に入りますが、これからの議事進行につきましては、仙台市動物愛護協議会設置要綱の規定に基づきまして、会長にお願いいたします。佐藤会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
佐藤会長	<p>はい、佐藤です。よろしくお願いします。いつもながらたくさん事業をやっていただきまして、非常に感謝しております。今回、委員が 3 名欠席ですが、建設的なご意見を皆さんからいただけますとありがたいと思っております。最初に新委員の堀江さんからごあいさつ、自己紹介いただけますか。</p>
堀江委員	<p>現実問題として、私は動物を飼ったことはございません。立場上、地域を代表する立場でございまして、地域からいろんな問題点の提起はされております。ただ、それをどうしたらいいかということですが、私自身は個人の問題という形で処理しております。例えば地域の町内会とか団体で、その苦情を取り扱うべきではないと。個人のモラルの問題という形で置き換えまして、現時点でもそういうやり</p>

	<p>方をしています。</p> <p>ただ、私の場合は市の連合会という町内会組織の代表でございますから、地域からいろんな問題点を提起されていると。動物を飼われる方につきまして、そういうこともありますので、立場上、今後はやはりそういう点でお話しせざるを得ないと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。</p>
佐藤会長	<p>ありがとうございました。それでは早速議題に移りたいと思います。ご案内にありますように、1番目の議題は平成27年度仙台市動物愛護アクションプラン上半期の実施結果についてです。よろしくお願いをいたします。</p>
動物管理センター所長	<p>それでは事務局からご説明させていただきます。座ったままで失礼させていただきます。平成27年度仙台市動物愛護アクションプラン上半期実施状況と下半期実施計画について、併せてご説明させていただきたいと思います。資料1をご覧ください。アクションプラン本文は明朝体で、実施状況はゴシック体で記載しております。実施計画につきましては、斜体のゴシック体で記載しております。4月から9月までの実績を上半期に、10月から実施した実績と今後実施予定の事業について、下半期に記載しております。</p> <p>今年度実績したものと予定につきまして、特徴的な事業を抜粋してご説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。合わせてスライドで写真をご覧ください、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>1ページをご覧ください。重点事業1の飼い主のいない猫対策事業でございます。本市の飼い主のいない猫対策事業として、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の推進のため、平成22年度から公益社団法人仙台市獣医師会が進める飼い主のいない猫の社会復帰事業へ、一部経費補助を行っております。平成26年度は252頭実施と、平成25年度実績151%でございましたが、前回の協議会におきまして、獣医師会会長の大草委員より適正助成頭数300頭を目指したいとのお話をいただきました。今年度につきましては9月30日現在151頭実施で、目標達成率50%でございます。</p> <p>今年度は後ほどご説明させていただきますが、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を進める新しいボランティアの会「しっぽゆらゆら猫ボランティアの会」が9月に立ち上がりました。集めた募金を使用しながら、現在、市とボランティアと獣医師会一丸となって、実施実績を伸ばすように取り組んでいるところでございます。</p> <p>また下にご書いてあるとおり、センターより譲渡した子猫、成猫につきまして、獣医師会の愛護委員会を中心に動物病院での猫譲渡を含めて、収容数を減少させるために、不妊手術の実施をいただいております。今年度は上半期だけで早期不妊手術99頭、成猫4頭の実績がございます。2ページと3ページをご覧ください。飼い主のいない猫のもともとの問題というのは、飼い猫を遺棄したことから始まっているものと考えます。</p> <p>そこで宮城県の警察署、公益社団法人仙台市獣医師会と連名で、通報先の電話番号入りの遺棄・虐待防止ポスターを作成しまして、さまざまな場所に掲示しているところでございます。今スライドに映しているもので、お手元にも資料があると思</p>

います。

また今年度はボランティアとともに、飼い主のいない猫対策の先進事例を学ぶため、7月に東京都新宿区の NPO ねこだすけの代表理事工藤様をお招きしました。

「いのちにやさしい街づくりのために」と題し、飼い主のいない猫の不妊去勢を進めるための手法についてご講義いただきました。この後に先ほどお話ししました新しいボランティア、しっぽゆらゆら猫ボランティアの会が設立されました。

この会は子猫の哺乳ボランティアさんからのお申し出により、話し合いを重ね、立ち上がった飼い主のいない猫の不妊去勢を行うボランティアです。どうぶつフェスタ、区民祭り等で、フリマやバザーで募金集めを行いまして、手術費用にするとという新しい動きでございます。今後はこの資金を利用しまして、さらに飼い主のいない猫の不妊去勢手術を進めて、収容される猫を減らしていくという方向性ができてきたところでございます。このことにつきましては、本日代表の橋本様が傍聴でご参加いただいておりますので、後ほどご発言いただけるかと思っております。よろしくお願いたします。

そのほか、勾当台公園でのどうぶつフェスタを始め、区民祭りの場所で地域猫に関するアンケート調査を行いました。調査の結果につきましては次回の協議会でご報告させていただきたいと思っております。

本事業の効果につきましては猫の収容頭数、及び苦情件数の減少を期待するところでございます。表1を見ていただくとおわかりのように、収容頭数は983頭、前年比91%とほぼ横ばいという結果となりました。3ページの表②の苦情相談件数につきましては、246件と前年比126%とさらに増加してしまっているという傾向があるところでございます。

これを受けまして、下半期は上半期に設立に至りました飼い主のいない猫のボランティアを組織化しまして、ボランティアをふやす取り組みの支援、そして今回議題の3となりました、この活動のベースとすべく、飼い猫と飼い主のいない猫の適正飼育ガイドラインの策定を検討していく予定でございます。この猫対策につきましては、後ほど仙台市獣医師会長の大草副会長からもご報告いただきたいと思いますと思っております。

また現在、全国的に問題になっている猫のえさやり訴訟に関する判決については、山口委員から情報提供とご提案をお願いしているところでございます。後ほどお願い申し上げます。

次に重点事業2の災害動物愛護対策事業でございます。6月12日、仙台市総合防災訓練では、泉区の住吉台中学校におきまして、ペット同行避難に関わるチラシを配布するに留まってしまいました。しかし、泉区館連合町内会におきまして、当市では初の町内会によるペット同行避難訓練を行う予定で、準備を進めてまいりました。残念ながらあいにくの悪天候により、ペット同行者はゼロという結果となってしまいました。

しかし、その場で行われました同行避難に関わるセミナーには、多くの方にご参加いただき、活発な質問や意見が交わされたところでございます。さらに太白区の

四郎丸小学校における津波避難訓練におきまして、ペットを連れて屋上に避難すること、ペットを同行した家族のために教室を開放すること、そういう実際的なところを多くの方の前で必要性を訴えながら、関心を持っていただく機会を得ることができたと考えております。

そのほか、どうぶつフェスタ、宮城野区・青葉区の区民祭りにおける展示、チラシ配布、マンションのペットの会におけるセミナー開催、宮城野区の福住町町内会主催の防災訓練におきまして、同行避難の啓発を昨年と同様、引き続き行ったところでございます。

次に仙台市被災動物救護対策本部の事業として行っております、復興公営住宅のペットの会に対する支援についてでございます。先ほど部長からお話がありましたように、今年度まで整備された復興公営住宅は全部で 37 カ所でございます。そのうちペット専用棟を持っているのは 12 カ所。現在、ペットの会が設立されたのはいまだ 3 カ所に留まっておりますが、既に 457 世帯がペットとともに入居しているという現状がございます。

ペットの会の立ち上げの準備会につきましては、復興公営住宅室主催で 10 カ所 13 回行いました。獣医師会、ボランティアとともに、その会に参加しまして、助言を行ってきたところでございます。昨年度中に既に 2 カ所の復興公営住宅でペットの会設立に至り、診療補助券の発行、避妊去勢手術費用の補助を実施したところでございますが、残念ながら先ほど話したとおり、今年度は新たな設立に至ったのは 1 カ所のみという現状がございます。

今後、今年度中にすべての復興公営住宅のペットの会の設立、ペットの会会員に対する獣医療費の補助、避妊去勢手術の支援、マナーアップ活動や苦情や問題への助言や対応、セミナー開催等の支援を行っていく予定でございます。詳細は後ほど、被災動物救護対策本部長の大草副会長よりご報告いただきたいと思います。

次に 4 ページをご覧ください。重点事業以外の平成 26 年度アクションプランの具体的な取り組みでございますけれども、適正な飼育の推進のマナー向上対策につきましては、9 月に今年度も泉区の館連合町内会主催のマナーアップ運動「ふんウォッチング」の支援をいたしました。

今回も町内会ごとにコースを決めまして、犬のふん拾いを行いながら、ふんの落ちていているところをプロットする「ふんマップ」を作成しました。その結果をみんなで検証するというワークショップを行った上で、ワンワンパーティクラブの三浦健太代表から、結果の検証と分析をいただき、さらに飼い主のマナーアップを成功させるための提案を行っていただいたところでございます。

館連合町内会はこのような事業を行うのは、実は 3 回目です。連合町内会として非常に熱心に取り組んでいただいた結果、かなりの成果が上がっております。市内のマナーアップ取り組みモデルとして、今後も支援していきたいと考えております。

次に 5 ページをご覧ください。2 の公園等のマナー向上につきましては、苦情等の問題がある早朝や夕方の監視を 12 カ所 24 回実施する等、記載のとおり、さまざま

まな場面で啓発を行っております。3の動物への理解促進としましては、センター行事としての動物ふれあい体験教室、動物介在教育の実施、専門学校生や高校や小中学生の授業として、施設見学の受け入れ等既に延べ53回行いました。センターの現状説明、収容動物のふれあいにより、適正飼育の大切さを訴えたところでございます。

今後は12月には不登校の小中学生の職場体験の受け入れ、12月から2月まで小学校での授業としてのふれあい活動を5校実施、同時に活動犬のしつけ教室を開催する予定でございます。このことに関しましては後ほど齋藤委員よりご報告をお願いします。

次に6ページをご覧ください。終生飼養の推進の1、犬猫引き取り件数の削減についてでございます。電話での相談時、直接持ち込まれた際に、法に基づいた終生飼養の指導や働きかけにより、引き取り数はさらに大幅に減少してきました。今年度は上半期では犬は2頭、前年比17%です。猫は42頭、前年比95%という結果でございました。

しかし引き取りの相談数を見ますと、犬49件、猫24件で、合計は昨年より減少しましたが、犬で増加の傾向がありました。引き取りを求めてきたときの対応ですが、非常に時間がかかり、さまざまなトラブルも生じており、職員の負担が増大しているところでございます。

その解決策の1つとしまして、引き取り依頼の対応につきまして、心理学的なアプローチを必要とするところでございます。8月には「ペット引き取り依頼書を用いた動物を手放す意欲減退へのアプローチ」と題した、産業カウンセラーで獣医師の先崎先生による画期的な手法のご提案によりますセミナーを開催したところでございます。

また老犬のケアができずに、引き取りを求めてくる事例もふえていることから、飼い主によるT-タッチ、より快適なシニアライフのためにと題して、シニア犬のケアとしてのT-タッチを覚えていただくセミナーを、犬連れで開催いたしました。大変好評を得たところでございます。

次に7ページと8ページをご覧ください。収容動物の譲渡の推進でございます。今までで獣医師会や市民ボランティアとの協働で、23回の譲渡会を開催し、犬24頭、猫320頭を譲渡いたしました。特に猫の譲渡のために、今年度は金曜日の猫の譲渡会を開催、また参考資料のほうにあります譲渡促進パンフを作成、廊下とそこに並べてございます、等身大犬猫の写真パネルの作成等を行いました。

またデパートや仙台うみの杜水族館、ハウスメーカーなど企業との連携による広報の活性化を図ってきたところでございます。また一般市民の飼い主と譲渡犬のお世話をしているボランティア向けのセミナー「出会う人を幸せにする愛犬に育てる秘訣」と題しまして、ワンワンパーティクラブの三浦代表にご講演いただきました。

また獣医師会ご協力の下、成犬・成猫・子猫の避妊去勢手術を実施していただいた上で、譲渡した犬猫も105頭に達しているところでございます。そのほか、平成

	<p>24年度から26年度に譲渡しました犬とその飼い主の家庭訪問を行った上で、同窓会を開催いたしました。職員やボランティアさんたちのモチベーションのアップ、そして譲渡者に対してセンターからの譲渡の広報と適正飼養の輪を広げるという役割の強化に努めたところでございます。2月には猫もありますので、譲渡猫の家庭訪問、そして猫は連れて来るのは難しいので、写真展示による同窓会の企画を考えているところでございます。</p> <p>次に個体識別措置の普及促進につきましては、引き続き仙台市獣医師会のご協力により、譲渡動物をモデルとして広めていく方向です。譲渡犬はすべてで17頭、猫は譲渡成猫と早期不妊手術を実施した108頭にマイクロチップの装着をしまして、啓発に努めました。このような努力の効果があつてか、マイクロチップ装着によりまして、返還できた子は、徐々にふえており、4月から11月で15頭がマイクロチップにより返還しております。</p> <p>次に9ページをご覧ください。未登録犬及び狂犬病予防注射未実施犬対策としまして、4月には148会場におきまして、20,549頭注射を実施したところでございます。動物病院では10月までで14,304頭実施し、2月1日に未注射犬11,741頭に対し、督促状を送付したところでございます。</p> <p>次に10ページをご覧ください。動物取扱業への責務の徹底、指導・啓発についてです。動物取扱責任者研修会は宮城県と共同で5回開催いたしました。265名が受講しまして、97.6%の受講率となりました。また特別講演としまして、公益社団法人日本動物病院協会の細井戸会長をお招きし、「震災を経験し、少子高齢化社会を迎えた今、ペット業界ができること」というテーマで、今後、動物取扱業に求められることについて、お話をいただいたところでございます。</p> <p>11ページをご覧ください。人と動物の良好な関係構築の推進のうち、動物介在活動につきましては、今年度は動物介在教育を多くの市民や教員の方に周知し、理解いただくために、11月には「子どもたちが動物たちから学ぶこと～命の大切さを伝える～」と題しまして、柴内委員を講師にセンターで開催しました。52名の方にご参加いただきました。この2月にはセミナーに参加された方を対象に、活動犬のためのしつけ教室を予定しているところでございます。これによって多くの新規のボランティアが生まれますことを期待されるところでございます。その他、詳細につきましては、後ほど齋藤委員から合わせてご報告をお願いしたいと思います。</p> <p>最後です。12ページをご覧ください。人材の育成、市民との連携の中で、動物愛護に関するその他の事業についてでございます。今年度は動物愛護週間行事としまして、初めて仙台市獣医師会と宮城県獣医師会共催で、どうぶつフェスタ in MIYAGI を開催しました。天候にも恵まれ、大変盛況に終わったところでございます。詳細につきましては後ほど大草副会長からお話しいただきたいと思っております。平成27年度仙台市動物愛護アクションプラン上半期実施状況及び下半期実施計画につきましては以上でございます。</p>
佐藤会長	はい、ありがとうございました。実施状況と実施計画と合わせてお話しいただきました。続きまして大草委員から、今センター所長から言われた内容についてご紹介

	<p>介ください。飼い主のいない猫の社会復帰事業と、被災動物救護対策本部として、復興公営住宅入居者への支援です。これらの現状と今後の予定、そして動物フェスタの結果について、お話しいただければと思います。よろしくお願ひします。</p>
<p>大草委員</p>	<p>はい、わかりました。ではまず重点事業1の飼い主のいない猫対策事業についてお話を申し上げます。以前にも、地域猫対策ということで我々にとって定義が非常に難しい、どれが対象かっていうことがなかなか難しい、それをできないということがありましたので、もっと枠を広げて、飼い主のいない猫対策ということで、もっと広義に扱うということで、事業を行いました。</p> <p>その結果、ここにもありますとおり、今年度の上半期につきましてはオスが45頭、メスが106頭、合計151頭ということで、約50%の進捗率。頭数からいけば50%の進捗率ということでもあります。ちなみに11月末までの頭数を申し上げますと、オスが80頭、メスが154頭、合計234頭ということでもありますね。</p> <p>以前から私申し上げてはいますが、頭数が300頭という目標でやっています。今年は非常にメスが多く、12月末までの達成率と言いますか、進捗率は99%であります。年間予算が118万で、今のところ、そのうちの予算執行は1,164,000円で、金額的に見れば進捗率は99%、あと4カ月を残してほとんど今年度の予算を使い切ったというところでございます。</p> <p>獣医師会としましては、市と獣医師会で折半で、約59万という予算を組んでいます。これには100万と予算を計上してありますので、あと41万ぐらいは予算的には余裕があるということでもあります。あと4カ月間の実施頭数を見ながら、もし足りなければ科目間でのやりくりをして、なるべく期待に添うように実施をしていきたいと思っております。</p> <p>それから災害発生時の動物愛護対策事業であります。復興公営住宅の状況につきましては、先ほど岩城部長様、亀田センター所長様からお話がありました。今実際に復興公営住宅の中でペットの飼い主の会が形成されているのは田子西と若林西、これはコミュニティの中でこういう会をつくっていただくということなんです。</p> <p>やはりリーダーっていうか、ペットの会を私が旗振り役やりますという人がいらっしゃれば、割合スムーズにできるんですけども。そういう点で、誰がリードをしていくかということで、非常に難しいという面がございます。</p> <p>仙台市獣医師会、救護対策本部としましては今、復興住宅でやっている事業はここに書いてあります獣医診療補助券、及び不妊去勢手術費用の助成であります。1世帯あたり5,000円の補助をする。それは治療に使っても、予防に使っても構わない。市内の指定動物病院で使えるということでもあります。</p> <p>今のところ田子西は26枚、若林西が23枚という、合計49の診察券、補助券を発行しております。そのうち使われたのが、田子西は今のところ3枚、若林西では11枚、合計14枚であります。どうしても動物の予防というのが大体4月から6月ごろに行われることが多いんですけども、時期的に遅れてしまったということで、使われている枚数が少ないと感じております。来年の4月5月6月に予防シーズンにも使えるので、多分その時期にはこの枚数的には大体全部使われるだろう</p>

	<p>と思っております。</p> <p>それからこの復興住宅に入る場合には、やはり動物たちはできる限り、避妊去勢手術を行うということが前提であります。今のところこの費用助成を使って、避妊去勢をされた方は1名のみであります。猫のメスですね。</p> <p>この助成事業は一般財団法人の全国緊急災害時の動物救援本部の基金を使って、200万取っております。助成金につきましても犬はメスが25,000円、オスが10,000円。猫はメスが15,000円、オスが10,000円ということで、補助をするという形で、これからも続けていきたいと思っております。</p> <p>どうぶつフェスタは動物愛護週間事業の一環として、今まで行ってまいりました。仙台市獣医師会というのは都市型の獣医師会で、どうしても小動物が主になってしまいます。宮城県は逆に小動物もあって、産業動物もある。また公衆衛生も大きくやっている。仙台市も公衆衛生もあります。</p> <p>ただ、やはり産業動物につきましてはここにも書いてあるように、乳搾り体験とかいうものは宮城県獣医師会に強みがあります。そこと共催することで、非常に枠が広がる、そういうメリットが非常に多いものと感じます。また産業動物の獣医師たちもブースを設けて、いろいろ市民にアピールをするということがありまして、小動物、産業動物、公衆衛生と、三位一体となって非常にいいフェスタ、動物愛護週間事業ができたものと思っております。8,900人と言うと、かなりの手で、事故がないということがやはり一番の目標であります。来年も同様に共催でやるということが決まっております。以上であります。</p>
佐藤会長	<p>はい、ありがとうございます。飼い主のいない猫に関して、かなり努力していただきまして、目標は達成しつつあるということで、これは収容動物の減少ということにも直接つながってきますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>2番目の復興公営住宅に関しては、診療補助券がかなり有効に使われるだろうということで、今後ともよろしくお願ひいたします。</p> <p>どうぶつフェスタに関して、小動物、産業動物、そして公衆衛生ということで、かなりさまざまなものが統一的にやられてきたと感じました。私も今日、産業動物の話をするのですが、それも含めて統一的に動物愛護が実施されていくという、非常にいい方向に向かっているなというふうに感じました。ありがとうございます。それでは続きまして、齋藤委員からAEEの活動の現状と今後の予定について、ご紹介ください。</p>
齋藤委員	<p>エーキューブは主に動物介在活動の報告をさせていただきます。今年度、動物介在活動、エーキューブ自体での取り組みは主に児童館が実施場所ですが、ほかに動物管理センターと一緒に小学校に10月に1回行っております。資料3を見ていただきたいと思ひます。動物介在教育及びそれに関する事業報告です。</p> <p>実施報告として、7月に1回、9月に2回、10月に1回、小学校に行っております。あと1回中山児童館に行っております。今日欠席の坂本委員の学校への案内によって、今年度、小学校からたくさんの申し込みがありまして、今後の実施予定もご覧のとおり件数で入ってきております。</p>

7月は動物管理センターにおいて、夏休みふれあいわんにゃん工作教室が、毎年行われています。エークューブ参加動物は、できるだけ動物管理センターの場所ということもありまして、会員で管理センターから譲渡された犬を活動犬にしている方に出来るだけ参加頂き、ふれあいに臨みました。お子さんたちの表情もとてもいきいきとして、参加している会員たちも楽しそうにやっておりました。

9月のどうぶつフェスタですけれども、介在活動の一般市民への理解ということと、たくさんのペット連れの方たちがフェスタに来られるので、会員の獲得ももう一つの目的で、ステージで一般市民の方を巻き込んで、写真は介在活動のデモンストレーションをしているところです。

ブースには今まで行った小学校や児童館の子どもたちの感想や絵の展示をして、興味のある方からたくさん質問いただいたりもしました。10月にはエークューブ独自で動物介在活動のためのセミナーを行い、その後、AAEの動物介在活動の実際の活動も見ていただいて、参加してきた方たちに興味を持っていただきました。

11月からはこれからですけれども、小学校の訪問予定のほかに今月から始まりました、仙台市適応指導センターでの訪問活動というのもあります。例年10月くらいから1回ずつ、毎月訪問を行っております。こちらも毎年必要とされて、適応指導センターと協力して、介在活動を行っています。

柴内委員から11月の25日に動物介在活動セミナーをしていただきました。今まで14年間、動物介在活動をやってきた中で、会員たちがいろいろ考えあぐねていることとか、会員たちの犬も高齢化し、段々頭数が少なくなっている中で、どう活動をしていこうかという問題も出てきました。そういうことも柴内委員に相談をし、的確な回答をいただきましたので、これからの活動に生かしていきたいと思えます。

ほかの一般参加のセミナーの会員の方からも質問いただいたりしまして、介在活動に興味のある方、まだまだたくさんいらっしゃることを確信いたしました。エークューブ、AAEの歩みというのが、下にあります。介在活動1回目からずっと今までやってきた中で、AAEとしては、今まで65回やってきましたが、一度も事故がなかったことは、柴内委員の丁寧なご指導の賜物かなと思っております。

動物介在活動ってこういうふうにお話ししても、ピンとこないかと思うんですけれども。児童館の先生方の感想を、毎回活動終わった後にいただきます。その中から2～3報告したいと思えます。読み上げさせてください。

児童館の先生の感想。児童館の子どもたちの様子から、内容を考えていただいたこと、大変感謝しています。子どもたちがみるみる活動に引き込まれ、優しい表情でわんちゃんたちと関わっていたこと、とても印象的でした。中には集会在が苦手な児童もいたのですが、まあまあとの感想。言葉だけ聞くととても失礼なのですが、その児童にとって最高の言葉です。満足そうに言っていました。行事前と後で描いた絵からも、その様子が伝わってきて、ほかのスタッフとも絵の変化に驚いたくらいでした。

もう1つ、小学校の先生の感想。命の授業、5年生のときです。子どもたちに

	<p>今日、学校で学んだこと、大事だと思ったことを学校の中だけでなく、家族にも地域にも伝えていくといいよね、みんなもこのパンフで宣伝しようよ、みんなの動き出す一歩が命をつなぐことにつながる、ここで止めてはいけない、楽しかった、で終わらせないで。</p> <p>これは5年生なので、管理センターの収容動物の話も混ぜて、命の大切さを、動物を使って一緒に生徒さんたちと考えたときの感想です。私たちボランティアとの初めての経験、開けてみたらどうなるかと思ったが、こちらはしゃべらないほうがいい。動物の力はすごい。人間では及ばない。子どもたちの優しい、温かい眼差しがほかの人間にも向けられるといい。仲間、友達、家族にそう気づいてくれたらいいと思いましたという、感想をいただきました。</p> <p>大体似たような感想がいろんな学校に行って、先生からいただきます。学校のカリキュラムも大変詰まった中で、私たち動物介在活動を受け入れていただいて、訪問したときには、とてもいい感想が聞けるので、会員の方の励みにもなっています。こういうことをこれからもずっと続けていきたいと思っております。以上です。ありがとうございます。</p>
佐藤会長	<p>はい、ありがとうございました。今齋藤委員から、児童館や小学校の先生からのコメントが紹介されました。こういう動物とのふれあいが非常に動物への配慮とか、さらに他者への優しさというものの醸成につながっているということで、絶好のチャンスをつくっていただいているということで、感謝いたしております。今後ともまたよろしく願いいたします。</p> <p>これまで上半期の実施状況、これからの実施計画、さらに詳しく、獣医師会とエーキューブの活動等も含めて紹介されました。これに関して、ご意見等ございましたら、よろしく願います。何分かディスカッションをしたいと思えます。よろしく願います。どこからでもよろしいですが、ございますか。はい、質問でもよろしいです、よろしく。</p>
山口委員	<p>市の方にご質問です。6ページの犬猫引き取り件数は、かなり削減されてきています。引き取り相談件数のところで、犬が昨年よりふえているんですが、猫は昨年よりは減っているんですけど、それぞれ相談の内容、引き取りをお願いしたい理由はどういうものがあつたのか、ちょっと教えていただけたらなと思えます。代表的なもので結構です。</p>
動物管理センター主任	<p>はい、ありがとうございます。犬も猫もそうですけれども、飼い主の引っ越しであるとか、住居環境によってもともとペット不可だったところ、引き取りを求められる。費用的、経済的な面で、飼養継続が難しいというところが多いです。それに加えて犬は問題行動、咬むとか、年を取って痴呆が始まってしまつてというところが加わっている感じです。</p>
山口委員	<p>はい、ありがとうございました。</p>
佐藤会長	<p>引き取りの問題でトラブルが起こっているという話がありました。かなり時間がかかるということで、先崎先生に来てもらって、セミナーを開いたと紹介されました。先崎先生の提案は実際に実施されているのですか。今、その方向に沿って何か</p>

	<p>実施されて、その効果は上がっているのかを紹介いただければと思います。</p>
動物管理センター所長	<p>先崎先生にご提案いただいたのは、ペット引き取り依頼書というもので、95項目ある質問書を、引き取りを求めている方に投げかけて、しっかり書いてもらうという方法です。多分これを書いているうちに、こんな面倒なことをやるんだったら飼ったほうがいい、と思われるような中味になっている命の引き継ぎ書です。もともとは人のエンディングノートと同じ考え方で、ともに暮らした家族の引き継ぎ書、そして命と感情と記憶の引き継ぎ書ということで、書いているうちに、何で自分は引き取りを求めているんだろうっていうことを思い返すきっかけになるという考えです。</p> <p>95項目もあるので、即これを試してみるというのはまだ難しいところですが、やってみたら効果があると思われる事例はあるので、下半期に、試してみる方向で、職員と話しています。不妊去勢手術を行っていますか、から始まって、ペットのすべてを書いていただきます。</p> <p>名前とかニックネーム、生年月日、食べ物、排尿、散歩、おもちゃ、癖、動物病院、もし譲渡するとしたらどんな人がいいかというところまで、全部書いているうちに何か心に変化が生じることを期待し、ご提案いただきました。今後、この95項目を直しながら、試してみようかなという段階です。</p>
佐藤会長	<p>今お話を聞いて、非常に有効だろうなと思いました。そういう人間とペットとの関係性の再確認をさせていくという作業でしょうから、ぜひ取り入れて、改善につなげていってもらえたらと思います。ほかにございませんか。はい、どうぞ、よろしくをお願いします。</p>
齋藤委員	<p>復興公営住宅のペットの会の件なんですけれども、まず復興公営住宅にペットを連れて入る場合に、犬の場合ですと私の認識では狂犬病予防済み証と、犬の登録票を提出して入居するんだと思っていたんですが、どうもそうではなくて、ペットの会ができて、そこに登録証等の提出をするという事のようなんですね。</p> <p>そうしますと、犬はそういうものを提出するべきだっという認識もないまま住宅に入居されて、ペットの会が立ち上がったときに、そういうものを出してくださいって言われると、やっぱりいろんな人がいますから、何の権限であんたがそんなことをするんだ、みたいな出方をする方なんかもいて、非常に立ち上げる方が苦慮される問題が起きてきたりするんですね。</p> <p>そういう負担を軽くする意味でも、私は大家さんである住宅課で、犬連れの方が入居する際は狂犬病予防法が、国で確立されているんですから、やっぱりどこのマンションとかそういうところに入居するときでも同じだと思います。そのところはきちっと市の住宅課で、一番最初にそういうものを提出していただいたほうがより負担がないのではないかなと、ふっと思いましたんですけども、いかがなものでしょうか。</p>
佐藤会長	<p>復興公営住宅のペットの会、飼い主の会設立に関連する阻害要因のお話でした。最初の基礎的なデータ取得すらも困難で、その時点でもう既にペットの会をつくる阻害になっているということです。それを行政側で最初に対応できないかというご</p>

	意見かと思いますが、いかがでしょうか。
動物管理センター所長	<p>齋藤委員のおっしゃるとおりで、実はその部分は復興公営住宅室がすべて行っていて、入るとき条件としてペットの会をつくるということが明確になっています。そこを多分、明確にお話をしていないから、そういうことになると思います。</p> <p>今は大分改善されてきて、しっかり明確にペットの会をつくるということを前面に押し出しています。ただ、先ほど副会長がおっしゃったように、その代表となるような、引っ張っていけるような方がいらっしゃるか、どうかということ是非常に大きなところだと思います。そこでなかなか進まない状況になっていると思いますが、年明けには多くの会が設立できるのではないかとこのように思っております。</p>
動物管理センター主任	<p>登録と注射に関しては、入居申し込みの中に記載する部分がございます。それを書いて提出されているはずですが、その登録番号とか、注射番号とか、それが本当にその番号なのかというところの確認がこちらにはされていないです。マイクロチップの番号だとか、そういった番号がもしかしたら入っているまま、入居するところで、飼い主の方が畜犬登録と血統書の登録とかと、マイクロチップの登録を、混同されている場合がありますので、そのあたりは確認が必要な事項かなというふうに認識しております。</p>
佐藤会長	齋藤さん、よろしいですか。
齋藤委員	<p>復興公営住宅に入居されている方から相談を受けたとき、こういうことをされていますよねって言ったら、それ何ですかと、全然認識されていない方がいらして、予防注射も必ずしなきゃいけないですよとお話はしたんです。それがもう「はあ」って感じだったので、やっぱり相当数の人数がいるので、中にはそういう方もいらっしゃるんだろうと、予想はしていました。その入口のところ、全然そういうところがきちっと確認されていなかったのかなと思って、疑問に思ったものですから、はい、ありがとうございます。</p>
佐藤会長	<p>体制的にはそういうことになっているようですので、入居の場合、周知してもらおうようにもう一度確認していただけるとありがたいと思います。よろしく申し上げます。そのほかございませんか。</p>
保健衛生部長	<p>予防接種は義務でございますので、それは改めて、今担当している復興公営住宅担当課のほうにも確認し要望することをお伝えしたいと思います。</p>
佐藤会長	<p>はい、よろしく申し上げます。私から1つお聞きしたいと思います。齋藤さんからもお話がありましたが、ボランティアでのAAEの活動に関して、ボランティアの方の年齢が上がってきているとか、モチベーションが少し落ちてきているとか、あるいはしっぽゆらゆら猫ボランティアとかの新たなボランティアも出てきている中という状況で、そういう人たちを動物愛護推進員とかの形で任命することは出来ないのでしょうか。モチベーションを高めるために、それなりの教育を受けて、実践してきた人を愛護推進員という形で任命してやるという可能性はありますか。</p>
保健衛生部長	<p>今回ボランティアさんのご尽力により、会もつくられたということで、非常に我々期待しているところでございますが、今、会長からお話が合った推進員につき</p>

	<p>ましては、現在のところは、まだそういう発想がなかったというのが正直なところでございます。まずはボランティアさんの活動を、我々としても支援と言いますか、一緒にやっていくのが最初の取り組みかと思っています。</p> <p>推進員につきましては、どういうスキルを持った方になっていただくかとか、どこまでお願いするかとか、身分とか、報酬のあるなしとか、そういう事も整理する必要はあるかと思います。</p> <p>ただ、そういったことの取り組みを行っている自治体があれば、自治体の取り組みも見ながら、どういった形がやりやすいのか、ボランティアさんのお考えもお聞きしながら、研究させてもらいたいと思いますので、お願いします。</p>
佐藤会長	<p>はい、ありがとうございます。もう1つ質問させて下さい。立ち入り検査は第一種だけでしょうかということと、動物愛護管理法の改正の中で一番議論になった幼齢犬の販売制限とか、日齢の問題、あるいは販売の用に供することが困難になった犬猫への対応とか、こんな調査も一緒にされているのですか。</p>
動物管理センター所長	<p>まずこの立ち入り件数の内訳です。実際272業者は、すべて第一種。第二種はそのほか10業者くらいです。それに関してはこの数に入っていないくて、今年度まだ立ち入りはしていないところです。新規というのが何件かあって、そこだけ立入りしているところです。二種ももちろん含めて必ず立ち入りはしていきたいというふうに思っています。</p> <p>日齢問題等に関しては、立ち入りのときにすべてチェックしていて、当市ではその件に関しては全く問題がないので、ここに入っていないということになります。よろしいでしょうか。</p>
佐藤会長	<p>ほかございますか。</p>
山口委員	<p>今のお話で第一種の272業者の内訳と申しますか、ブリーダーさん、ペットショップ、ペットホテル等の内訳はありますか。</p>
動物管理センター主任	<p>はい、今年の3月31日の内訳の統計があるので、それでよろしいですか。</p>
山口委員	<p>3月って昨年度ってということですか。</p>
動物管理センター主任	<p>そうです。販売が116、保管が190、貸し出し7、訓練29、展示24、譲受飼養1になります。トータルで267。</p>
山口委員	<p>譲受飼養業が1。</p>
動物管理センター主任	<p>はい、そうです。</p>
山口委員	<p>ありがとうございました。立ち入られるときって市への苦情に基づいてですか。それとも定期的という、市から自主的に入られるのですか。</p>
動物管理センター所長	<p>立ち入り総検査数って書いてあるのは、あくまでも定期立ち入りになっています。2年に1回必ずするところの中味です。苦情はこの中に含まれていて4件。それ以外がすべて定期立ち入りになっています。</p>
山口委員	<p>その苦情というのはどんな苦情ですか。</p>
動物管理センター	<p>詳細のデータがありませんが、主にそこから、子犬、子猫を買ったところ、病気</p>

ター所長	の問題があったという事例が多い傾向はございます。
山口委員	ありがとうございます。
佐藤会長	はい、よろしいですか。山口先生、よろしいですか。
山口委員	はい、ありがとうございます。
佐藤会長	ほかにもございますか。
齋藤委員	<p>ペット同行避難の防災訓練のことです。毎年防災訓練にペット連れで参加しますと、災害避難シミュレーションで、一緒に市民の方と避難所に入ろうとすると、入り口でシャットアウトされるっていうのが今までずっとありまして、ペット同行避難の啓発を市で行っていますが、結局ペットが訓練の際、中に入れなくて、はずっと変わらなくて、災害のときにペット連れの方たちが避難所に入れなくて、苦労しているという現実、本当にじくじたる思いが毎回あったんです。</p> <p>今回やっと四郎丸の避難所でぬいぐるみを入れたケージとか、1頭小型犬を参加して、やっと避難するときに屋上まで行けたっていうことで、皆さん避難訓練に参加した方たちにも興味を持って見ていただけたと思います。今まで参加しても入れなかったりすると、参加した人たちの記憶では、ペットはやっぱり入れないんだっていうのしか、記憶に残らないんじゃないのかしらっていう、参加した会員さんたちの意見というか、不満というか、そういうのがずっとくすぶっていたんですね。</p> <p>ペットはやっぱり入れないんだっていうのを印象づけただけで、連れて行った意味があったのかなっていう、不満みたいなのがあったんですが、今回やっと入れることができました。明日も防災の講話で行くんですが、そこも市民センターの中にペットが入る許可をいただきました。</p> <p>避難訓練でペットを連れて行くときは、室内に入って避難できるとアピールできるところをどどんふやしていけたら、災害が起きたとき、ペットを連れて行っても、外ではなく中に、人と一緒に避難できるという意識が植え付けられるので、とてもいいことだと思いました。</p> <p>9月の豪雨のときも報道されると結局、外のトラック荷台上につないで溺れてしまったとか、屋根の上で、わんちゃんを抱っこして待っていると、犬が暴れて落っこってしまわないかと思うような状態で避難されていたというのがテレビで映ってました。犬がいるから、結局避難をしないで、ああいう状態になってしまったっていうのもあとで聞きました。ペットを連れていっている方も一緒に避難できる環境をつくっていかなくちゃいけないと思います。以上です。</p>
佐藤会長	はい、何かコメントありますか。
堀江委員	<p>私は避難所開設運営を担っている立場の人間ですから、そういう意味で今のお話で、一応反応したわけです。現実問題として震災の後に、仙台市が奨励しまして、各指定避難所の避難所マニュアルをつくられたんです。現実問題として、例えば体育館の中にペットと一緒に避難をするという想定はしておりません。</p> <p>現実問題として例外はあると思いますけれども、やはり避難訓練等では訓練ですから、いろんなやり方をしますけれども。現実、震災時の避難所開設と、現実問題が起きた段階では、やはりペットと一緒に避難所生活っていうのはできないシステ</p>

	<p>ムになっていると思います。</p> <p>ただ、いろんな地域で、いろんな特殊な考え方を持っている方、例えばうちの地域の指定避難所ですと、やはりペット、特に猫の場合はまあ、犬の場合はやはり指定避難所の外です。外に犬の、動物の避難所、そういうものを設定すべきと。避難所マニュアルにはそういううたい方はしております。</p> <p>地域によっていろんな扱い方が違うというのが、現況だろうと思います。ですから考えていただきたいんですけども、体育館は 250 人ぐらいしか収容できません。そこに大勢の人間がということになりますと、やっぱりペットまではというのが避難所運営管理者の考え方で、今のところはそういう形で進んでおります。</p>
佐藤会長	<p>同行避難というのは法的なバックはないんですか。ありますよね。そのマニュアルの中に入っていないということは、非常に問題じゃないかと思うんですが。どうぞ、齋藤さん。</p>
齋藤委員	<p>仙台市作成のこういう分厚い避難所運営マニュアルというのも、私も見させていただきました。屋外では飼育が困難な小型犬に関しては、室内のスペースを設けるということが明記されておりました。そして避難でもいろんな地域性があります。</p> <p>今回の災害時のように、津波でとにかく外に置いておいたら命がなくなる状態のときは、避難所もさまざまです。荒浜小学校なんかは、犬も飼い主と一緒に屋上に避難してました。緊急でどうしても上に逃げなくちゃいけないときにつないでおくというのは、もう見殺しにすることになる状態なら、やはり連れて行って、命あるものを助ける。飼っている人にとってみれば、ペットといえども家族なんですね。</p> <p>亡くなったときの消失感って物すごく大きくて、緊急の場合はとにかく連れて中に入れてくださいと。そこに置いたら、命が危ない場合はとにかく連れて一緒に逃げてくださいと、私はいろいろなところでお話ししています。</p> <p>そして少し落ち着いた状態になったときに、避難所としていろいろ設営が始まるわけですね。外にずっとつないで飼われていた犬は、外が避難場所で、外が逆に落ち着く子もいます。ただ、小型犬の場合はやっぱり暑さ、寒さもありますが、外ではちょっと、それと小型犬をつないで、一晩いたら盗まれたっていう例も避難所であつたんですね。</p> <p>そういうところも考えますと、ずっと室内飼いの動物に関しては、すみ分けをするということで、例えば教室、今回の避難場所でもペット可のところは教室の1階と2階で、人と動物連れの方とすみ分けをしたりとか。</p> <p>あとはプレイルームのような小さい場所をペット連れの方たちに開放して、体育館に人間が住むとか、そういうすみ分けをされていたところもたくさんありました。そういうふうな切り替えができて、設営できれば可能ではあるとは思いますが。よろしくをお願いします。</p>
堀江委員	<p>私も動物と一緒に避難されるということは非常にいいことだと、当然のことだろうと思う。ただ、地域の指定避難所によってはそういうものを受け入れない、言うならば地域独自の避難所マニュアルというものも存在していることは事実です。動物愛護協会から指定避難所においては、そういうものをちゃんとすべきという提言</p>

	<p>をなさる必要性があるんだろうと。</p> <p>そうじゃないと地域の指定避難所のマニュアルどおりですと、なかなか受け入れられないというところが数多くあるんですね。やっぱり声を大きくしていく必要性があるんだろうと。私は今、お話を聞いて、そういうふうには思っています。</p>
齋藤委員	<p>確かにそのとおりだと思います。町内の婦人防火クラブをやっておりますが、10月の視察のときに新しくできました宮城野区の避難タワーを見学しました。市の説明されていた方に、ペット連れていても入れるんですかってお聞きしましたら、それはオーケーですと言われました。</p> <p>あの近くだとドックランしているホームセンターなんかもあります。そこにいる方たちが逃げる場所はここなのかなと思うときに、ペットが入れないって言われたら、ほかの場所に逃げる間に、また津波でそういう悲しいことが起きるよりは、とにかくペットと一緒に入れるところがあってよかったなどは思っております。</p>
佐藤会長	<p>はい、今インターネットで見たら、動物愛護管理法の下につくられた、「動物愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」、これは環境省から告示として出されているわけですが、この中に、災害時対策の項があります。動物愛護管理推進計画に加えて、地域防災計画においても動物の取り扱い等に関する位置づけを明確にすることを通して、同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるように体制の整備を図るようということというふうに、講ずべき施策として明記されています。地域防災計画の中でも、同行避難が適切に行われるように整備すると、法律に基づいてつくられた基本指針の中に明記されています。避難所マニュアルに入っていないということでしたら、やはり行政できちっと対応していただくように推進していく必要があるんじゃないかと思います。</p>
動物管理センター所長	<p>はい、私たちの啓発が足りなかった部分が多分あったとは思っています。仙台市の地域防災計画の中には、平成15年からペット同行避難というのうたわれていて、東日本大震災を受けて、避難所運営マニュアルも改正され、ペット連れのためのスペースを設ける、かつ小型犬等は屋内に入れることも考えるということも、実はしっかり書いてあります。この辺がもしかして、なかなか皆さんに伝わっていないというところで、反省したいと思います。できるだけ様々な場面で、さらに訴えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
佐藤会長	<p>はい、よろしく願いします。ほか、よろしいですか。ちょっと時間も押していますので、それではいいですか。議題3に移りたいと思います。飼い猫と飼い主のいない猫の適正飼育ガイドラインの策定についてということで、センター所長のほうからよろしく願いします。</p>
動物管理センター所長	<p>それでは飼い猫と飼い主のいない猫の適正飼育ガイドラインの策定について、事務局からご提案させていただきます。資料に基づいてご説明させていただきますので、資料4をご覧ください。重点事業の飼い主のいない猫対策事業の取り組みのところ、既に若干ふれさせていただきましたが、当市のセンター収容動物の現状を見ますと、犬は平成24年度から現在に至るまで、3年9カ月以上、処分ゼロを継</p>

	<p>続できている状況でございます。</p> <p>猫につきましては収容数が横ばいであることに加えて、その 85%が離乳前の飼い主のいない猫から生まれた子猫であることから、哺乳ボランティアさんもふえて、譲渡を進めてはいるものの、700 頭以上処分しなければいけないという現状がございます。合わせてセンターに寄せられる猫に関する苦情は年々増加傾向にあり、この収容数の減少と苦情を減少させるためには、飼い主のいない猫の不妊去勢手術をさらに徹底的に進めていく必要があると考えます。</p> <p>このことに気づいた猫に関わったボランティアさんたちが結集して、猫ボランティアの会を立ち上げたところでございます。市獣医師会・市民ボランティア・地域住民と地域のボランティアが一体となって、地域猫という手法によって、飼い主のいない猫の問題を効果的に解決していくために、共通のルールを持って向かうべき方向性を示したものが必要となると思います。</p> <p>この共通ルールを示したものが今回ご提案した、飼い猫と飼い主のいない猫の適正飼育ガイドラインです。資料の案のとおり、猫を理解していただくための内容を十分盛り込んで、ボランティアと獣医師会で十分協議し、町内会等に対しても十分なご説明をした上で、約1年間かけて策定していきたいと考えております。ガイドラインの策定につきましては以上でございます。</p>
佐藤会長	<p>しっぽゆらゆら猫ボランティアの会の活動の現状について、橋本さんからご紹介ください。</p>
橋本さん	<p>私は動物管理センターで子猫の処分数を減らすということで、3年半前から哺乳ボランティアを始め、子猫を預かってまいりました。1年間のうち、真冬の1月から2月ぐらいが、子猫が我が家にいない時期がちょっとだけありまして、あと残りはまだほとんど家に子猫が数頭いるという状況です。</p> <p>そういうのを毎年繰り返して、譲渡されて、あ、よかったなと思っていたら、また翌日かその後ぐらいに、また子猫がやってくるというのが続いて、子猫が何でこんなに多いただろうと。もう何年間、その哺乳ボランティアは続けなければいけないんだろうかというのが、ちょっとあります。</p> <p>譲渡される子はほんのわずかで、その資料など見てみると、猫の収容数は1,300とか1,400とかすごい数で、とにかく処分される子猫や、はじめから捨てられるような子猫を産ませたくないという思いがとてもあります。</p> <p>なんとしてでも手術をして産ませたくないと思っているときに、ちょうど管理センターで行われた JAHA のインストラクターの矢崎潤先生のセミナーをお聞きしまして、とにかく猫の収容数を減らすには避妊去勢に限ると。水道の蛇口の栓を締めるように、元を締めなければいけないということをお聞きしまして、それだと思って、哺乳ボランティアのもう1人と一緒にセンターに行って、所長に何とかしたいと訴えました。</p> <p>そうしたら所長が猫の市民ボランティアの方に声をかけてくださり、みんな集まって話し合いを持つことになりました。先立つものがなければ、えさやりさんに手術代を出してもらおうのが基本ですが、どうしても出せなかったりとか、出してくれ</p>

	<p>なかつたりしたときに、ほっておいてはふえてしまうので、やはりバザーやフリマをやって、お金を働こうということになりました。アニマル仙台さんのブースの一部をお借りしまして、バザーをさせていただく機会を、センターさんからいただきました。</p> <p>3回のバザーで35万くらいのお金を集めることができました。まだ始まったばかりで、今捕獲ボランティアも一緒にやっています。私の目標としては野良猫があまりにも多すぎて無理だよってという声も聞いて、私もそうなのかなと思うところもあるんですが、とにかく仙台市内の至るところに捕獲ボランティアをつくってもらって、とにかくつかまえて手術をして、元に戻すというのを仙台市全体でやっていきたいと、とても強く思います。</p> <p>糞問題とか、いろんなこともたくさんあると思いますので、そういうことも啓発しながら、私たちボランティアと獣医師会さんと管理センターと町内会さんなども一緒に、みんなでとにかくセンターの収容猫をゼロにすることを目標に、何としてもやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
佐藤会長	<p>はい、ありがとうございます。そういう状況で飼い猫と飼い主のいない猫の適正飼育ガイドライン策定ということを進めたいという提案ですが、何かご意見、ご質問ございますか。スケジュール案もこの資料4にありますように、来年の11月を目途にガイドラインを策定したいということです。今ご活躍いただいているボランティアさんと獣医師会と、町内会ですね、それも含めて協議しながら、こういうものを策定していきたいという提案です。よろしいでしょうか。</p>
保健衛生部長	<p>今日はこういう形での意味情報提供にとどめ、具体的なものを次回の協議会でお示しさせていただきまして、その中味についてもご審議いただきたいと思っております。</p> <p>進め方のほうも、市民局のほうとも調整しながら、関係する団体の方々、町内会長さんも含め、今後調整していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p>
佐藤会長	<p>町内会とか獣医師会に関わっていただき、ガイドラインを策定していきたいという、そういう提案だと思いますが、ご意見いかがでしょうか。よろしいですか。堀江さんご協力、よろしくをお願いします。</p>
佐藤会長	<p>具体的な提案はまた出てくるということですね。はい、そういうことで検討始めさせていただきたいということです。よろしくをお願いします。山口さんから猫の餌やりに対する訴訟の判決についてご紹介下さい。</p>
山口委員	<p>はい、地域猫は横浜発祥で、全国展開になってきています。苦情もままあるということで、裁判になった事例も今ではあります。その辺のところをお話してくださいということでした。</p> <p>今年の9月に、福岡県内で猫にご飯をやっている方がいて、その猫の排泄物で自宅の庭が汚されたってということに関して訴訟があり、裁判官が慰謝料など55万円の支払いを命じたということが新聞に載りました。詳しい理由、根拠を見たいなと思ったんですが、細かいところがわかりません。</p>

それまでに保健所等から行政指導を受けていたけれども、なかなか改善せずに、えさやりの中止や屋内飼育を行うべきだったということで、近隣住民への配慮を怠り、生活環境を害したと裁判官が結論づけたとしか、新聞には載っていなかったもので、細かいところはわかりません。

将棋の加藤さんが近隣から、餌やりをやっていたことで、訴えられて、賠償金をそれぞれ払わされたということに関しての判決文は見ることができました。平成22年に東京地裁で出されたものですが、それを見ますと要はこの土地において、猫にえさを与えてはならないと。

今まで迷惑がかかったという方たち、人数が多いのですが、それぞれに対していくらか払いなさいと出たんです。もともとタウンハウスという、それぞれが所有されているところで、自分のお庭及び外に出る門のあたりでかわいそうということで、長年ご飯をずっと上げていて、段々数がふえてきて、近隣住民とのトラブルが生じたのです。ただ、自治会がありますので、その中での話し合い等をして、近くでご飯を上げている別の方とともに、本人は不妊去勢手術を全部やったりとか、臭い等についてもできるだけふん尿の臭いを抑えるフードをやる努力とか、そういうある程度の努力はされていたんですね。

ただ、そのタウンハウスは飼ってはいけないんですね。飼ってはいけないという地域猫そのものとは、判決が違うところで出ております。この方は冬は寒いだろう、あったかいようにと、庭に段ボールの箱を置いたりしました。

単にえさをやっていただけじゃなくて、お庭にトイレを置き、箱を置いたということは、単に餌やりをしているのに留まらず、被告専用庭等に段ボール箱等を用意して、住み家を提供しているものであるから、これらを飼育しているものと認めるべきであるということで、要は飼ってはいけないところで飼っているという、その問題なんですね。

ですので、それによって庭にふんされたりとか、臭いがするとか、そこに集まって来る猫によって、ごみの散乱があったり、あるいは自動車の問題とかが言われているんですけど。ただ、不妊手術がされた平成15年以降については、唸り声等、うるさいって言われる苦情が激減した。

ということや、いろんな数がかなり減ったので、その分でも苦情は減ってきているということなんです。それまでふん尿のパトロールもされていても、全部ふん尿を取り切れていないということもあつたりしますので、やはり迷惑はかけたということは、裁判官は認めています。それぞれに対して、原告全部に一人当たりの長年住んでいるかどうかとか、その家から近いとかにかよって、額は違うんですが、賠償金を払いなさいというふうになっております。本人が少々努力したということももちろん入れられています。

地域猫活動についても判決文の中に、しっかり入れられていまして、国及び東京都の施策の変遷等ということで近年、少子化高齢化核家族化の進展に、動物は家族の一員でということ、人生のパートナーってますます重要となっているとかっていう言葉がしっかり書かれています。

東京都動物愛護推進総合基本計画、ハルスプランについても書かれていますし、地域猫活動とはどういうことであるかということも書かれています。そしてもう1つ、動物愛護法44条2項に、愛護動物に対し、みだりに給餌または給水をやめることにより、衰弱させる等の虐待を行った者は、このときですから50万以下で、今のとは違いますが、50万以下の罰金に処すると規定しているが、野良猫に対しての餌やり、行為を中止しても、この条項に違反することはないって書かれています。但し、この猫が先ほど飼い猫というふうに判断されていますので、飼い猫の程度に至った場合にはこの条項に違反することになると。ご飯を上げなかったら、違反しますよというふうに書いておられるんですね。

でも結局はやっぱり、飼い猫と認めて、飼ってはいけないところで飼っている、それも違反ですよ。迷惑は飼い猫が迷惑をかけたというところで、賠償という形になってきているんですね。どういふふうに書いているのかなと思って、判決文を読みますと、動物愛護法はしっかりと一応重きを置いているふうに書いてあるんですね。

ただ、外でご飯を上げているということで、住むとか寝るところまで用意していない猫については、その辺がそのままほかの事例に適用できるかどうかというのはちょっとわからないなあって思います。

ただ、地域猫という言葉が先走りしすぎて、懸念しているところはあるんですね。もともと横浜市で地域猫という言葉が出てきたときにはやはり苦情が多くて、でも野良にしたのは人間の責任じゃないか。だからご飯を上げるのが何が悪いという方と、その辺にふん尿されるのは困るっていう方々とのトラブルがあったがために、保健所が仲介役となって、猫にご飯上げている方、猫で迷惑被っているっていう方、獣医師、専門家と言われる方々が一緒になって、にゃんポジウムというものをやって、猫の飼育管理に関するガイドラインを出されたんですね。

外にいる猫、家の猫というふうに、2つに分けてガイドラインを出されたんですが、大概の方はごはんを上げることで終わりになっている方が多いんですが、ごはんを上げるには、必ず不妊去勢手術をしてくださいね。

ごはんを上げたら出すものは出しますから、その辺のゴミも一緒に、うちだけじゃなくて、ごみも一緒にちゃんとお掃除してくださいね。一代限りにしてありますからということで、地域の方にここでごはんをやって、地域の猫として、みんなで見守ることを了承してもらうために、常に地域の方とコミュニケーション取ってくださいねということ。そこでごはんを上げるのが目的ではなく、不幸な野良ちゃんをなくすことが地域猫の最終目的であるというところを忘れないでねっていうところがあるんですね。

海外でもTNR＝トラップ・ニューター・リリースということで始まっています。最近はまだトラップ・ニューター・リリースアンドマネジメントで、しっかりそこにいる猫を管理しましょうね、プラスその管理の中には、できるだけ新しい飼い主を見つけましょうねと。

でないと、地域みんなの目が光っているところでは、それほど虐待とかあまり

	<p>起こらないとは思いますが、ただただ、ごはんを上げている人がしっかり管理をしていなければ、今東京でも兵庫県でも、あちらこちらで起こっている猫の虐待につながる可能性もあるんですね。</p> <p>というのはごはんもらっている分、本当ののらちゃんの場合はしっかり逃げるとは思いますが、割と寄ってきますので、捕まります。その猫たちが胴体と頭離されて、あちらこちらに置かれているという、残虐な動物虐待、今本当に連続して、東京でも起こっているんですね。</p> <p>不幸な猫の、交通事故による死亡。交通事故死ってというのは、多分東京なんかでもそうだと思いますが、センターに連れて来られる猫の数より多いといわれるぐらい、交通事故死はあるんですね。</p> <p>千代田区でもよその区でも、地域猫活動が進んでいる区では、もう交通事故死が激減したということで、ですからそこにいることオーケー、地域猫バンザイではなく、最終目標は家庭の猫だということを忘れないで、譲渡までつなげるという努力をしっかりとすることが大切だと思うんですね。</p> <p>そうすることによって苦情もどんどん減ってきますし、地域の方とコミュニケーション取ることで、猫たちがその地域で見守られるというふうに思うんですね。ごはんやることだけが地域猫ではない。不妊去勢手術をしてもまだ地域猫ではない。不妊去勢手術は当たり前の話で、そこから先をしっかりとやらない限り、地域とのトラブルは減っていかないだろうと思っています。</p>
大草副会長	<p>今の訴訟の問題、もう1つ考えなければいけないのは、我々は来年からやはり避妊去勢をした子たちは、やはり耳のV字カットをしようという、理事会の中で今討議しているところなんです。</p> <p>実は地域猫を一目瞭然で区別するのはやはり耳のV字カット、私も平日は東京にいて、渋谷なんか結構、地域猫いるんですけど。遠くから見て、V字カットしてあるともう、これは去勢避妊してあって、地域の中で一代だけ飼われている。コミュニティの中で飼育されていると、一目瞭然なんですよね。</p> <p>その中で問題は飼い主のいる猫に対して、V字カットしてしまうことがあるんです。それはこれから非常に懸念しなくちゃいけない問題だと思うんですよね。そういうことで結構苦情があるということ。帰ってきたら、耳がV字にされていたという案件もあるということです。</p> <p>そういうことも考えながら、これから事業を進めて、そういう猫を連れて来られるときに、去勢避妊が一目瞭然であったほうがいいかなと。そういうことを、また市とボランティアさんと協議しながら、進めていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。</p>
山口委員	<p>この不妊去勢手術をして、地域で100%新しい飼い主見つけるのは、現時点では難しいということで、地域猫は過渡期における苦肉の策であるということです。この間英国から、RSPCAの方が来られたときに、英国ではTNRというのは30年近く前から、1980年代からもうやっていたので、もう今では、英国では野良猫の問題はありませんとおっしゃいました。20年から30年経てばゼロになると。ゼロま</p>

	<p>では言えませんけれど、かなり苦情がなくなっていくということかなっていうふうに思っ、5年ではまだちょっと難しいかもしれないなと思っています。</p>
<p>佐藤会長</p>	<p>はい、訴訟の中で飼い猫と飼い主のいない猫問題がいろんな形で抽出されたということと、合わせて地域猫の問題点もいくつか指摘していただきました。大草委員からも問題を指摘していただきましたので、町内会も、このガイドライン作成においては、非常に大きなウエイトがあると思います。ぜひ十分に検討、すり合わせながらガイドライン作成、人と動物が共生できるものとしてつくっていただけるように、ぜひご協力お願いしたいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>産業動物も愛護動物なのかという話をしたいと思います。あわせて、福島原発 20 キロ圏内で出荷停止を命ぜられた牛が畜産目的ではなくて、いまだに飼われているという状況を簡単に紹介したいと思います。</p> <p>先ほども紹介しましたが、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針というのが環境省から出されています。動物愛護管理法のアクションプランです。施策の対象となる動物は家庭動物のみならず、産業動物も入りますと書かれています。長期的な視点から総合的・体系的に各種施策に取り組みましようということになっています。</p> <p>先ほどもどうぶつフェスタの紹介の中でも、家庭動物から畜産動物まで一緒に扱いましたよという話がされましたが、こういう広範な視点から総合的にやりましようということになっています。性格に応じた愛護が謳われていますが、畜産動物の性格というのは殺して食べるという基本的な性格です。それに依じて、動物の愛護及び管理を考えていきたいと思います。</p> <p>その具体的内容として「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」を、農水省が係わってつくっているということです。もう 1 点は災害時において、産業動物もどう取り扱いについて施策が期待されています。なぜこういう項目が入ったかという、福島で原発事故があつて、20 キロ圏内に牛が取り残され、その殺処分を、農家の人が許容せず、いまだに数百頭という牛が飼われているという現状があるということです。この 2 つの点を愛護法、愛護の視点から考えていく必要があるだろうということです。</p> <p>仙台市、全く関係ないかと言うと、そうではなく、仙台市も乳用牛と肉用牛が 6,000~7,000 頭ぐらい飼われているわけです。豚は 1,500 頭ぐらいで、採卵鶏とブロイラーが 80~90 万羽ぐらい飼われています。仙台市も畜産動物に関して、全く埒外ではないだろうということです。</p> <p>昔から日本は殺生禁止という仏教の発想があつて、その中で殺して食べるというジレンマが昔からありました。狩猟する人たちの神社として、諏訪大社があつたわけです。諏訪大社は全国にあるわけですが、その中心の諏訪大社でこのジレンマの解消を行っていました。免罪符とその論理としての諏訪の勘文の下に、食べるということ、殺すということと愛護ということを両立させようと江戸時代もやっていました。</p> <p>業尽有情（ごうじんのうじょう）、雖放不生（はなつといえどもいきず）故宿人</p>

身（ゆえにじんしんにやどりて）同証仏果（おなじくぶつかをしょうせよ）ということ。動物は畜生ですので、そのまま生かしておいても成仏できない。成仏できるのは人間だけなので、人間が食べてやることによって、動物も一緒に成仏させてやりましょうということです。

殺して食べるということは、仏教の殺生禁止の発想と、そんなに矛盾することではないという発想です。そういう発想で免罪符を与えるということで、ジレンマを解消しようとした。

なぜこんなこと言うかということ、数年前に松坂牛の地元の松坂市立天白小学校の総合学習の中で、松坂牛の繁殖農家、飼育農家、と畜場を見学して、子牛時代から屠殺まで牛がどういうふうになっていくかが取り上げられました。繁殖農家でも飼育農家でも娘のように飼われましたと。最終的にと場に行って、痛くなく気絶させられて、痛くなく殺されて、私たちが食べましたという総合学習なわけでした。

その中で、子どもたちが感じたことは「私たちのために肉になってくれてありがとう」ということでした。まさに諏訪大社の発想です。死んでいった動物に対する感謝と肉になってくれて、動物も喜んでいるだろうという発想がいまだに根づいていると言えます。

こういう発想を大事にしながら、合わせてグローバルな発想に近づけていくということが必要なんだろうと思います。江戸時代から続く文化、伝統が極めて強く、我々のマインドセット、考え方に影響しているということ、垣間見たような気がします。

農水省は愛護を入れ込むという感じは持っていないんですが、外圧をどうにか受け止めなくちゃという感じで、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」を作ったと思います。

指針は文章だけなので、農家向けにもうちょっとわかりやすく図を入れてということで、パンフレットをつくりました。この中には農家レベルでウェルフェアをどうやって評価したらいいのかも書かれています。

こういうものを周知徹底しましょうという方針が今年再確認されています。欠点はなぜアニマルウェルフェアの考え方に対応しなくちゃいけないのかという、その部分が全く書かれていないことです。農水省はそこまでは言わずに、ただこういう世界的な動きがあって、内容はこんなのだよという紹介をしているだけです。

私が言いたいのは、動物愛護の対象は産業動物も含まれ、伝統的発想に、グローバルな視点を取り込むには、アニマルウェルフェアを動物愛護の中に取り込むことが必要なんだろう、という時代になってきたということです。

TPPとか外国の旅行者がふえるとか、オリンピックで人が集まるとか、そういうグローバルな状況になってきている中で、動物愛護もグローバルなものにしていく必要があると思っています。

せっかく農水省が係わって「飼養管理指針」をつくったんですが、生産者にこれを読んだことありますかという質問を2015年にしたところ、ほとんど読まれていない。なぜ読まなくちゃいけないのかというところが、書いていないから読まない

のは当たり前でしょうと、私は言っています。その部分は避けて書かれています。

世界では実はグローバルスタンダードができています。OIE という世界動物保健機関がつくっているんですが、こちらが陸生動物に対するアニマルウェルフェアのグローバルスタンダードです。こちらが水生動物で魚です。こちらが今検討中のものです。輸送におけるアニマルウェルフェア規約。と畜、淘汰におけるアニマルウェルフェア規約。これらは産業動物だけでなく魚に関してもあるということです。一般原則、教育研究利用、野良犬の個体数制御におけるグローバルスタンダードがあります。アジア・アフリカ等では野良犬が多くて、狂犬病の発生源になっていますので、これのコントロールにおけるアニマルウェルフェア規約です。

生産システムに関しては、肉用牛、ブロイラー、乳用牛のグローバルスタンダードができています。数年内に豚と採卵鶏の規約ができるということになっています。使役動物は、今検討中。そして災害時の管理とリスク制御も、検討されているということです。

世界的にはアニマルウェルフェアが、こういう形でグローバルスタンダード化していますので、これを動物愛護の中に取り込んでいくということが、愛護をグローバル化していくポイントだろうと思っているということです。

さらに、どんな動きが今あるのかと言うと、ISO です。国際標準化機構=ISO は、食品認証もやっているわけですが、アニマルウェルフェア認証を成立させるべく、今年の12月、今日ですね、今パリでこれのISOの会議が行われています。

ここで最終案が出てきます。来年実施に向けて、アニマルウェルフェア認証を検討しています。3番目は先ほど言ったように、農水省もそんな世界的状況ですので、アニマルウェルフェアの周知に努力し始めています。

4番目はオリンピックですね。2012年のロンドンオリンピックで、Food Vision というのが作られ、アニマルウェルフェアに関して認証された生産物を提供しますということでした。Vision ということで、方針として出し、これをレガシーにしようということ、ロンドンオリンピックは言い出したということです。

レガシーという中味は国内の畜産物をそうしようという発想と、もう1つオリンピックの中で継続していけたらという発想です。リオデジャネイロオリンピックはこれを踏襲しようという方向で動いています。中味はHACCPや家畜福祉という話ですので、東京オリンピックで農水省は戦々恐々としていると思います。こんな話が出てきたら大変だなという状況になっている。

グローバルな形でアニマルウェルフェアは動いているので、今こそ畜産動物、産業動物の愛護とはどうあるべきなのかということを考える時期に来ているんだろうなということです。

もう1つの話題は終生飼養というのが日本の動物愛護の大きな柱ですが、産業動物に関してどう考えるかということです。産業動物の飼養及び保管に関する基準の中でも、危機のときには速やかに産業動物を保護し、産業動物による事故の防止に努めろと書かれています。

衆議院・参議院の動物愛護管理法改正の委員会決議の中で、福島での現状を受け

	<p>て、農家の人はなかなか殺せないで、産業動物の災害時対応として、生存の機会を高めるように検討しようということが出されました。</p> <p>何でそんなことになるかというと、農水省が原発事故の後、安楽殺しろという指示を出したのですが、それに対して農家からすごい反対があったということです。私も動物福祉の専門家なので、動物福祉の観点から、被災動物の福祉阻害のないように、生かしておくなら問題が起こらないように、何か支援すべきじゃないかということをご提案したということです。当時の菅総理は学者の意見を貴重な提案として受け止めますということだったんですが、その後、大して展開はしていません。こういう流れで保護プロジェクトを展開してきたということです。</p> <p>福祉向上を目的に農家の土地の一区画を放牧地にして、収容施設をつくって、餓死とかそういうものがない形に、最初もっていきました。その後、安楽殺は前提なんだけど、通いが可能となった場所で、継続飼養もいいですよということを農水省が認めたということです。そういう形でまだ飼育が継続されている。</p> <p>私は動物福祉が専門なので、先ほどみたいな飼育状況ができれば、これで私の役目は終わりです。その後、獣医師会の支援を受けて、原発事故被災動物と環境研究会がつくられて、当所、獣医師的な管理、去勢とか巡回とかをやって、現在はその牛を使って、長期被曝の影響とか、宇宙空間と同じくらいの高線量の場所がありますので、そのモデルとして使えないかを検討しています。</p> <p>営農再開が認められた居住区域内での畜産復興支援ということも、やろうとしていましたが、彼らもみんな年寄りで、もう畜産を復興しないということです。私はこれに関わっていたのですが、お役御免な状況です。この研究会の代表が山根さんという、前の獣医師会会長です。彼が中心になって進めているというところです。</p> <p>これは去勢手術をしているところ。これは土の汚染のレベルを測っているところです。研究会が関わっているのは、この棟のところで、158頭です。そのほかに愛護団体が2カ所で飼育しています。愛護団体きぼうの牧場で270頭。YAMAYURI FARMが60頭です。研究会は、牛を実験動物として使っていきたいという話ですが、愛護団体では、最後まで生かしていくことが目的の飼育です。</p> <p>日本人は利用目的がなくなった動物だからと言って、簡単になかなか殺すことができない心情があります。こういう考えをどうやって取り込んだ形の産業動物の福祉、愛護を確立していくか、考える時期にきているんだろうというのが、私の今日のお話でした。</p> <p>はい、何か長々としゃべりましたが、これで今日の議事は終了しました。何かその他、ありますか。なければこれで終わりにしたいと思います。お返しします。</p>
動物管理センター所長	<p>ありがとうございました。今年度のスケジュールですけれども、次回は3月ごろに開催したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。今日ご承認いただいたプランに基づいて、効果的に進めていきたいと思ひます。特に飼ひ主のいない猫対策と復興公営住宅のペットの会の設立については、全国の見本になるように、努めていきたいと思ひます。今後ともご指導、よろしくお願ひします。委員の皆様、今回も長時間にわたり、ご発言ご議論いただきまして、どうもありがとうございました。</p>

	した。
進行	以上をもちまして閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。
	—了—

平成 年 月 日

署名委員